

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画書（案）

瑞浪市長 様

法人所在地 瑞浪市樽上町 1 丁目 7 7 番地

法人名 瑞浪市社会福祉協議会

代表者氏名 会長 渡邊 勝利

地域包括支援センター名	担当地区
瑞浪南部地域包括支援センター	瑞浪、稲津、陶

1. センターの運営基本方針

センターは市の介護福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であること、地域の介護、福祉サービス提供体制を支える中核的な機関であることを踏まえ、適切な事業運営を行います。

- ・地域包括支援センター運営協議会の場を通じて、地域の代表者等から広く意見を取り入れた事業を行います。
- ・各種関係団体や地域から選出された社会福祉協議会の理事会及び評議員会の承認を得たうえで、事業を行います。

地域の意見を幅広く汲み上げ、地域の実情を把握し、各機関や団体と連携を図りながら地域づくりに向けて活動します。

- ・高齢者等が定期的集まる場（サロン、憩いの家等）に出向き、実態把握を行います。
- ・瑞浪市の状況、各種統計などを随時確認します。

センターの三職種が専門性を活かしながらチームで取り組み、地域の関係機関や各種団体等と連携を図りながら活動します。

- ・地域の民生委員や福祉委員の会合へ参加し、顔が見える関係づくりを目指します。
- ・土岐・瑞浪ケアマネ協議会、瑞浪主任ケアマネ連絡会に参加し活動に協力します。
- ・各種連携会議、研修へ参加し、関係づくりを目指します。

2. 包括的支援事業

① 総合相談支援事業

地域において安心して相談できる拠点としての役割を果たすため、センターの三職種が情報共有し、市や関係機関とも適切に連携が取れる関係づくりに努め、様々な相談内容について総合的に対応します。

- ・支援を必要とする高齢者を見出して、適切な支援へつなぐために、地域の関係者とのネットワークづくりに努めます。
- ・地域におけるネットワークの活用や、高齢者が定期的集まる場での健康相談を通じて、高齢者の生活の実態把握を行い、支援が必要な場合は早期に関わりを進めます。
- ・来所、電話、訪問等による様々な相談に応じられるよう、センターの三職種が協力して対応します。
- ・相談しやすいセンターを目指し、名称や業務内容を積極的に広報します。

② 権利擁護業務

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し、安心して住み慣れた地域で生活できるように、専門性に基づいた支援を行います。

- ・高齢者虐待については、市と連携を図り、速やかに適切な対応を行います。
- ・認知症などにより判断能力の低下が見られ、適切な介護サービス利用等が出来ない高齢者には、市や東濃成年後見センターと連携を図り、成年後見制度の活用につなぐ相談支援をします。
- ・消費者被害を未然に防ぐため、広報や啓発活動を行い、民生委員や介護サービス事業所等と連携して情報収集し相談に対応します。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の関係機関との連携や多職種相互の協働に努め、ケアマネジャーの支援を含めて包括的・継続的なケアマネジメントを行います。

- ・ケアマネジャーと関係機関との連携支援や、インフォーマルな社会資源が活用できるようにしていきます。
- ・支援困難事例など個々のケアマネジャーへの相談支援を行います。
- ・ケアマネジャーの資質向上を図るため、研修会や事例検討の企画や実施を支援します。

④ 第一号介護予防支援事業（要支援者を除く）

高齢者が自立した生活を送ることができるよう、本人のできることを本人とともに探し、自立意欲の向上と生活の質を高めることを目指します。

- ・事業対象認定者等に対して、訪問型サービス、通所型サービス等適切なサービスが効果的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行います。
- ・ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託した場合は、ケアマネジメント等資料の内容確認と給付管理を行います。

3. 指定介護予防支援事業

介護保険における要支援者に対して、介護予防サービス等の適切な利用を行い、要介護状態への移行を予防して、自立した生活を送ることができるために、介護予防サービス事業者等関係機関との連絡調整などを行います。

- ・介護予防サービス計画の作成を行います。
- ・ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託した場合は、ケアマネジメント等資料の内容確認と給付管理を行います。

4. 包括的支援事業（社会保障充実分）

① 生活支援体制整備事業（第2層協議体の設置）

社会参加に意欲のある高齢者が、地域での支え手となり住民同士がともに支え合う地域づくりを目指した体制整備に協力します。

- ・小地域ごとのニーズや資源の状況把握などの実態把握を行います。
- ・社会福祉協議会が社協支部（旧小学校区）を設置して展開している地域福祉活動と、生活圏域ごとの協議体活動は、共通する取り組みもあるため、連携して進めていきます。

② 認知症総合支援事業（認知症地域支援推進員の配置）

認知症の人が、住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるようにするため、医療機関、介護サービス事業所や初期集中支援チーム等の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人とその家族を支援する相談業務等を行います。

- ・地域での行事や介護予防教室等を通じて、認知症の理解を深めるための普及啓発に努めます。

・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症について正しく理解する市民を増やすとともに、キャラバンメイトとの協力体制を強化します。

5. 組織・職員体制

センター職員は情報を共有しチームで業務にあたります。職員不在時は、同建物内の法人本部職員または、管理人室で電話対応します。勤務時間外の電話相談は、センター専用の携帯電話へ転送し、24時間相談対応可能な体制を取っています。

6. 追加事業（介護予防教室・出前講座・実態把握（訪問指導含む）・認知症サポーター養成講座）

地域の高齢者が健康を維持することができるよう、地域や対象に合わせた事業を計画します。

- ・介護予防教室→担当する3地区（瑞浪、稲津、陶）でそれぞれ開催します。
- ・出前講座→依頼に合わせて随時計画します。
- ・健康相談・実態把握→健康相談として高齢者の集まる場に積極的に出向き、予防的に関わります。
- ・認知症サポーター養成講座→福祉委員等を対象として計画します。また、依頼に合わせて随時行います。

7. その他